

(案)

令和5年10月 日

越後交通株式会社

代表取締役 伊比 久

南越後観光バス株式会社

代表取締役社長 塩入 誠司

東頸バス株式会社

代表取締役社長 白石 雅孝

アイ・ケーアライアンス株式会社

代表取締役 関塚 政行

新潟県公安委員会委員長 和田 裕

十日町市長

関口 芳史

北陸信越運輸局長

平井 隆志

十日町市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用
自動車等の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、十日町市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

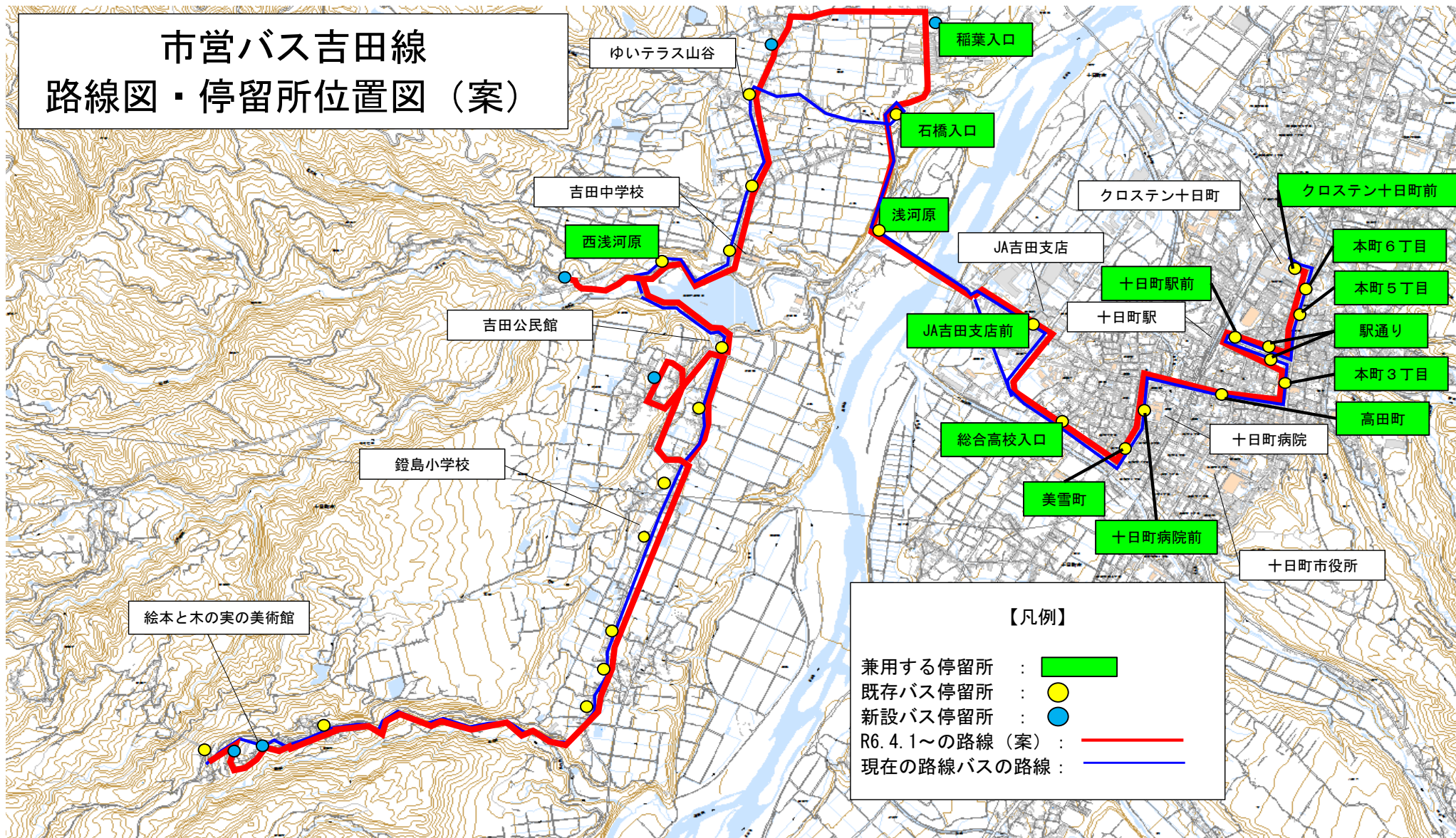
記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車する乗合自動車の停留所の名称
 - ・別紙「停留所一覧表」のとおり
- 2 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
 - ・十日町市からの委託により十日町地区タクシー協会が運行する自家用有償旅客運送の用に供する乗車定員14人の自動車
- 3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障ないものとするようにするため必要と認める事項
 - ・1における2の停車又は駐車は、2に係る運行時間内に限るものとする。

路線バス等と兼用する停留所一覧表

	停留所名称	所在地	運行事業者
1	西浅河原	十日町市小泉33番地16先	東頸バス株式会社
2	稲葉入口	十日町市山谷1112番地17	越後交通株式会社
3	石橋入口	十日町市山谷1392番地5	越後交通株式会社
4	浅河原	十日町市小泉1509番地29先	越後交通株式会社 東頸バス株式会社
5	JA吉田支店前	十日町市高田町6丁目10番地2 十日町市高田町6丁目81番地1	東頸バス株式会社
6	総合高校入口	十日町市高山2丁目813番地2 十日町市高山3丁目343番地5	越後交通株式会社 東頸バス株式会社
7	美雪町	十日町市錦町1丁目213番地3	越後交通株式会社 東頸バス株式会社
8	十日町病院前	十日町市春日町2丁目83番地6 十日町市春日町2丁目111番地1	越後交通株式会社 南越後観光バス株式会社 東頸バス株式会社
9	高田町	十日町市高田町2丁目100番地50 十日町市高田町2丁目277番地24	越後交通株式会社 東頸バス株式会社
10	本町3丁目	十日町市本町3丁目2番地5 十日町市本町3丁目364番地2	越後交通株式会社 南越後観光バス株式会社 東頸バス株式会社 アイ・ケーアライアンス株式会社
11	駅通り	十日町市駅通り22番地1 十日町市駅通り98番地5	越後交通株式会社 南越後観光バス株式会社 東頸バス株式会社
12	十日町駅前	十日町市駅通り279番地7先	越後交通株式会社 南越後観光バス株式会社 東頸バス株式会社
13	本町5丁目	十日町市本町5丁目55番地6 十日町市本町5丁目215番地15	越後交通株式会社 南越後観光バス株式会社
14	本町6丁目	十日町市本町6の1丁目74番地2 十日町市本町6の1丁目379番地4	越後交通株式会社 南越後観光バス株式会社 アイ・ケーアライアンス株式会社
15	クロステン十日町前	十日町市本町6の1丁目71番地25先 十日町市本町6の1丁目86番地2	越後交通株式会社 南越後観光バス株式会社 アイ・ケーアライアンス株式会社

市営バス吉田線 路線図・停留所位置図（案）



市営バス吉田線を運行する車両の停留所への駐停車について

令和6年4月1日から運行を開始する市営バス吉田線の停留所においては、路線定期運行を行っている路線バス等と兼用する予定の箇所があることから、本協議会で道路交通法第44条第2項第2号に規定される合意を得て、新潟県公安委員会への届出を行います。

1 届出が必要な理由

道路交通法第44条第1項により、車両は、乗合自動車（路線バスなど）の停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分において、停車し、又は駐車してはならないとされています。

しかし、同条第2項第2号により、旅客の運送の用に供する自動車（運行予定の市営バスのこと）が、乗合自動車の停留所において、乗客の乗降のために停車するとき、下記「2 駐停車が認められる条件」の場合において、第1項の規定が適用されず、駐停車できるようになります。

2 駐停車が認められる条件

地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の関係のある者が合意し、その旨を公安委員会が公示した場合に駐停車が認められています。

添付資料

- ・ 道路交通法（抜粋）
- ・ 合意書（案）
- ・ 路線バス等と兼用する停留所一覧
- ・ 路線バス等と兼用する停留所位置図

道路交通法（抜粋）

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

二 交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分

三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分

四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

二 旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。

（罰則 第一項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）